

番号	該当箇所	質問	回答
1	委託仕様書 P 1 の 3	<p>「システム運用保守に加え、申請データの入力及び通知書等の印刷も合わせて委託しており、新システム稼働後も本運用業務を実施できるよう本稼働移行の運用も想定し本業務を実施すること。」との記載がありますが、【参考情報】に記載の通り、本業務の契約範囲外ではあるものの、令和8年度に構築されたシステムを別の事業者が令和9年度以降に運用保守を行うことは現実的ではないことから、令和9年度以降の運用保守業務において、申請データの入力及び通知書等の印刷を含め、本業務の受託者へ委託を予定しており、本入札においては満たしておく必要がある要件と理解しておりますが相違ございませんでしょうか。</p> <p>また、安定した運用に向けては、新システム稼働後から速やかに現行と同様に申請データ入力等の運用業務を実施できる状態とする必要があると考えております。そのため、本業務においては、システム提供者として職員様の運用負荷の軽減及びセキュリティ確保の観点から、パンチ仕様の調整等を含めた必要な設定・要件調整について、あらかじめ運用設計として本業務内で実施する必要があるという認識で相違ございませんでしょうか。</p>	<p>今回の入札は構築に関する要件を満たしておけばよく、『令和9年度以降の運用保守業務において、申請データの入力及び通知書等の印刷を含め、本業務の受託者へ委託を予定しており、本入札においては満たしておく必要がある要件』ではありません。</p> <p>『システム提供者として職員様の運用負荷の軽減及びセキュリティ確保の観点から、パンチ仕様の調整等を含めた必要な設定・要件調整について、あらかじめ運用設計として本業務内で実施する必要がある』ことにつきましては、構築したベンダーが運用保守も行うことが想定されるため、今年度に運用保守に関わる調整を行うことを想定しております。</p>
2	委託仕様書 P 1 の 3 及び 4 (1) ②、P 9 (5) (6)	<p>本業務では、調達の目的に記載されている「新システム稼働後も本運用業務を実施できるよう、本稼働以降の運用も想定し本業務を実施すること」並びに、「【参考情報】令和9年度以降の運用保守に関する基本要件」を踏まえ、本稼働後の運用を見据えた運用設計支援を実施する必要があると認識しております。</p> <p>そのため、運用設計支援においては、特に、データのパンチや各種運用業務等、重要な情報を含む情報資産の取り扱いが発生する業務を対象として、当該運用においてどのようにセキュリティを確保するかについて、設計段階で整理される必要があるものと考えております。</p> <p>具体的には、必要なセキュリティ対策の定義及び実施内容の整理の実施、もしくは、既存システムから新システムへ変わる（運用方法や運用体制を含む）によりセキュリティレベルに差が生じる場合には、当該差分を明確化したうえで、必要な対策を整理し、実施内容を含めて支援することが必要であるという認識で相違ございませんでしょうか。</p>	ご認識のとおりです。
3	委託仕様書 P 2 の 6 (1) ①	機能・帳票要件に記載がない場合でも、制度上必要となる機能については、要件定義工程で実装可否を協議の上開発を行うとともに、実装困難な要件がある場合は、福岡県様の運用に影響を与えることがないよう、システムのカスタマイズや代替案を提案する必要がある、という認識で相違ございませんでしょうか。	ご認識のとおりです。
4	委託仕様書 P 2 の 6 (2) ①	団体内統合宛名システムとの連携に関して、「自動で行えること」との記載がありますが、当該連携に際しては、年次・月次のイベントに限らず、職員様の手作業を必要としないシステム間の自動連携であること、という認識で相違ございませんでしょうか。	団体内統合宛名システムと連携し、自動で行うことを想定しておりますが、具体的な連携方法は団体内統合宛名システムの所管部署と協議の上、決定することとなります。
5	委託仕様書 P 3 の 7 (3) ③	本システムの構成については、福岡県様の予算内で実現可能な構成を受託者が提案し、協議の上確定した構成にて構築する必要があるという認識で相違ございませんでしょうか。	落札者の決定方法は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者であり、落札金額で実施していただきます。
6	委託仕様書 P 6 の 7 (9) ③	受入テスト支援としては、受入テスト計画の策定及び問合せ対応、現地での職員様の操作支援を想定しております。認識に相違ございませんでしょうか。	「受入テスト」は「最終確認」と認識しておりますので、ご認識のとおりです。
7	-	<p>構築業務委託仕様書等において、公金受取口座に関する事項について明確な記載が御座いませんが、本業務が公的給付に関わるシステムである以上、将来的に当該事項が業務・制度上の要請となる可能性が多分にあるものと認識しております。</p> <p>また、本業務では団体内統合宛名との情報連携を必須要件としており、これは、公金受取口座の取得に必要となる情報連携とは技術的に同一レイヤーであることから、本業務で合わせて実装することにより総合的な経済性に寄与すること、又は、本業務では実装しない場合であっても、将来の公金受取口座活用を阻害しない設計上の整理を行っておくことは、いずれも合理的な方策の一つであると認識しております。</p> <p>以上を踏まえたうえで、当該事項に関する機能等については、本業務において必ずしも実装を求められているものではないと認識しておりますが、本業務の範囲内で実装すること自体を妨げるものではない、という理解で相違ございませんでしょうか。</p> <p>また、本業務で当該事項を実装しない場合であっても、「【参考情報】令和9年度以降の運用保守に関する基本要件」に記載の「令和9年度以降も安定稼働を継続し、継続的な機能改善及び事業環境の変化への対応が求められる」という趣旨を踏まえれば、特に既製ソフトウェアを利用する場合には、将来当該事項が必要となった場合に備え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務で整理・設計した内容を前提として対応が可能であること ・不合理な再設計や過大な追加費用を前提としない形で対応方針を説明できること <p>が求められるものと理解しておりますが、この点についても相違ございませんでしょうか。</p>	<p>「本業務において必ずしも実装を求められているものではないと認識しておりますが、本業務の範囲内で実装すること自体を妨げるものではない」というご認識のとおりです。</p> <p>また、4段落目につきまして、公金受取口座に関する情報連携について、今回の構築で実装しない場合で、構築後、実装が必要になった際、ポツ2つの対応ができることを求めているとして差し支えありませんので、ご認識のとおりです。</p>